

◇ 親権者変更の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要があります。調停手続を利用する場合には、親権者変更調停事件として申し立てます（親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などには、家庭裁判所に親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるため、調停手続では、申立人が自分への親権者の変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境等の他、子の福祉の観点から、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等に関して事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、子どもの意向をも尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

子どもの親族（一般的には父又は母）

3 申立先

相手方の住所地（実際に住んでいる住所）の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

（申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。）

- ☐ 下記の5に記載の書類
- ☐ 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ☐ 相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ☐ 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ☐ 収入印紙 未成年者1人につき1,200円分
- ☐ 郵便切手 140円×1枚、100円×15枚、20円×5枚、10円×20枚（1,940円分）

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。
		申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所（同居中の住所など）を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。
		相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください（申立書の記載と別の住所にすることも可能です。）。
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。
		特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり	調停の進行についての説明書です。

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



9 Q&A

Q1 お互いに合意ができていますが、家庭裁判所の手続が必要なのですか。

A1 父母の合意ができていても、親権者を変更するためには、必ず家庭裁判所の手続が必要になります。ただし、認知した父を親権者に指定したり、離婚後に生まれた子の親権者を父に指定するのは、父母の合意に基づき届出をすることができますので、合意ができる場合には、家庭裁判所の手続は不要です。

Q2 相手方が行方不明のときは、どうしたらよいのですか。

A2 相手方の所在が分からないときは、調停を進めることができませんので、審判を申し立てることが考えられます。

Q3 親権者の変更については、具体的にどのようなことが考慮されるのですか。

A3 親権者の変更は、親権者を変更することが、子の福祉にかなうものである必要があるため、変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境のほか、子の福祉の観点から、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境などが考慮されます。